

# I. 基本的事項

## 1. 本手引の趣旨

本「手引」は、日本学術振興会（以下「振興会」という。）の外国人招へい研究者（長期）事業（以下「本事業」という。）における待遇、条件及び各種事務手続等の詳細について説明したものです。

日本側受入研究者（以下「受入研究者」という。）及び外国人招へい研究者（以下「招へい研究者」という。）は、本「手引」の内容をご熟読いただき、条件やそれぞれの手続きにおいて、指示されている期限や方法等の規則を遵守していただきますようお願いします。

なお、振興会は、本「手引」に記載された待遇、条件等の変更に関する交渉に応じることはできません。

もし、ご不明な点がございましたら振興会にお問い合わせの上、必ずその指示に従ってください。指示された期限及び方法を守られない場合は、滞在費等の支給及びその他のサービスを受けることができませんのでご注意ください。

また、受入研究機関の本事業担当部署におきましても、本「手引」をご参照の上、本事業が円滑に行われるようご協力をお願いします。

なお、本「手引」は、和文と英文で構成されています。内容に解釈上の相違が生じた場合は、和文による解釈を優先します。

## 2. 事業の趣旨

本事業は、学術の国際協力を推進するために行っている事業であり、我が国の研究者が、外国人研究者を我が国に長期間招へいし、協力して研究を行うことを目的としております。

## 3. 「招へい」の考え方について

振興会は、外国人招へい研究者が日本での滞在に必要な経費について援助しますが、滞日中の招へい研究者の研究面及び生活面の支援については、受入側である受入研究者と受入機関でお願いします。特に、受入研究機関の本事業担当部署におかれましては、研究機関内での活動等に必要な名称等の付与については特段の配慮をお願いします。

また、このフェローシップは給与、報酬にあたるものではなく、振興会は招へい研究者を雇用するものでもありません。

## 4．採用の受諾について

本フェローシップの採用にあたっては、受入研究者及び招へい研究者の各々が、採用の受諾等の手続きをする必要があります。この手続きを怠りますと、採用を辞退したものとみなします。手続方法の詳細については、9ページ「 1. (2) 来日日程の調整と採用の受諾」及び17ページ「 1. (2) 採用の受諾」に従ってください。

招へい研究者と受入研究者は密接に連絡をとってください。受入研究者は招へい研究者の来日に関して管理責任を負うこととなります。本手引きの巻末には、様式 A、様式 1～様式 11 までの書類を用意しておりますが、様式 7 を除いて、それらは受入研究者がすべて記入する必要があります。このことから、受入研究者との密接な連携は肝要であります。

### < 共同研究の成果について >

共同研究を通じて、特許権の帰属等に係る問題の発生が予想される場合は、共同研究開始前に両者間で必要な覚書等を交わしておくことをお勧めします。

### < 氏名等の公表について >

採用された招へい研究者及びその受入研究者は、氏名、研究課題等が必要に応じて公表されることがあるので、予めご了承ください。

## 5．研究者番号（ID 番号）について

振興会が採用を決定した研究者には、通知の際に、研究者番号（ID 番号）を併せてお知らせします。これは迅速な事務手続をするのに必要となりますので、提出書類には必ず ID 番号を記入してください。また、ご連絡の際は、まず ID 番号をお知らせください。

## 6．採用期間（フェローシップ支給期間）

- (1) 採用期間（採用月数）は採用通知（受入機関長宛の和文通知 / 招へい研究者宛の Award Letter）に記載のとおりとします。招へい研究者は平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日の間にフェローシップを開始（来日）しなければなりません。この期間内に開始できない場合には採用を取り消されます。
- (2) 採用期間は、招へい研究者が日本に到着した日（来日日）をフェローシップ開始日（既に日本国内にいる招へい研究者については受入研究者と振興会の合意により決定した日）とし、その日から数えて採用月数を経過し終えた日（離日日）をフェローシップ終了日とします。開始日から採用月数を経る前に離日する場合には、離日する日でフェローシップ打ち切り（終了日）とし、採用期間を終了とします。

例：2009 年 3 月 10 日来日予定で、採用月数が 6 か月の場合：

終了日は、2009 年 9 月 9 日です。ただし、2009 年 9 月 9 日より前に離日する場合は、その日（離日日）が終了日となります。

(3) 採用期間の延長は認められません。やむを得ない事情により採用期間を短縮しなくてはならない場合には、14 ページ「 .2. 採用期間の短縮」に従ってください。

(4) 招へい研究者は、採用期間中、継続して日本に滞在することが必要であり、分割滞在は認められません。やむを得ず採用期間中に一時出国する必要がある場合には、15 ページ「 .3. 一時出国」に従ってください。

なお、採用期間終了後、招へい研究者自身の都合で（航空便の便宜上、または研究を継続するなどの目的で）日本に滞在することを希望する場合は、16 ページ「 .4. 採用期間終了後の本邦滞在」に従ってください。

## 7. 採用に関する義務

### 【招へい研究者の義務】

(1) 採用期間中、受入機関において、本フェローシップに係る研究に専念すること。

a) 招へい研究者は、本フェローシップを他の奨学金等と同時に重複して受けることはできません。他の奨学金・研究助成金制度等に同時に採用された場合、各々の採用期間が重複しない限り、併せて本フェローシップを受けることができます。各々の採用期間が重複する場合には、いずれか一つを選択していただき、辞退等必要手続きをとってください。なお、本フェローシップの前に他の奨学金・研究助成金制度等を受けているか、または終了後に続けて他の奨学金・研究助成金制度等を受ける場合には、その名称、採用期間、国際航空券支給有無等の詳細を振興会まで連絡していただきます。

b) 招へい研究者が、日本国内において常勤職・非常勤職を得る場合には、上記 a)と同様、重複して本フェローシップを受けることはできません。また、報酬の有無にかかわらず、他の業務に従事できません。

(2) 研究終了後1か月以内に報告書（様式7）を受入研究者へ提出すること。

(3) 研究者は、本事業の招へいにより研究発表を行う場合には、本事業による招へい事業である旨を明示してください。

### 【受入研究者の義務】

(1) 受入機関の本事業担当部署の協力を得て、招へい研究者が受入機関において滞りなく共同研究が遂行できるよう、必要な研究室及び施設等が使用できるように受入体制を整えること。必要に応じて、招へい研究者に受入機関内で名称を与えるといったような必要な措置を講じること。

(2) 招へい研究者と共同研究を実施するとともに、受入機関の本事業担当部署の協力を得て、招へい研究者の来日前の必要な手続（査証等含む）及び滞日中の日常生活全般の相談役を兼ねること。

- (3) 研究終了後1か月以内に招へい研究者からの報告書（様式7）と併せて、研究経過報告書（様式6）を提出すること。

## 8. 採用の取消、支給経費の停止等

以下の事項のいずれかに該当すると振興会が判断した場合、振興会は採用の取消、支給経費の停止（国際航空券支給を含む）、または支給済フェロースhip経費の返還を要求することがあります。

- (1) 申請書の記載事項に虚偽が発見された場合。
- (2) 振興会からの支給経費の受給について虚偽の申請を行い、不当な支払いを受けた場合。（一時出国について正確な報告を行わなかった場合等を含む）
- (3) 申請書に記載された研究計画の目的を達成することが不可能もしくは著しく困難と判断される場合。
- (4) 振興会の承認を受けることなく、研究計画の変更、開始日の変更、滞在期間等の変更を行ったり、一時出国をした場合。（採用期間終了後に報告なしに滞日する場合を含む）
- (5) 招へい研究者が日本国法令に違反し、起訴された場合。
- (6) 招へい研究者の行為が、学術支援機関としての振興会の評判、信用を傷つけた場合。
- (7) その他、本手引に規定されている条件事項に違反した場合。